

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社Aに採用され、営業職として勤務していたところ、同月〇日午後5時頃、営業活動中、自転車に乗ろうとして転倒し負傷（以下「本件事故」という。）した。

請求人によれば、負傷当初、医療機関に受診するほどでもないと考えていたが、痛みがひかず、同月〇日の夜、我慢できなくくらいの痛みが出たことから、B病院に受診したところ「左側腹部打撲」と診断された。

その後も症状が改善しなかったため、平成〇年〇月〇日C病院に受診して「左精巣壊死」（以下「本件傷病」という。）と診断され入院加療した。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、本件処分のうちB病院に係る療養補償給付について支給しないとした部分は誤りであるとして取り消したが、その余の請求は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は本件傷病が業務上の事由によるものであると主張しているので、以下、検討する。

ア D医師は、平成〇年〇月〇日付け症状所見書で、要旨、初診時3日前（正しくは5日前）に自転車にて転倒し左側腹腰部とこうがんを打撲、吐き気があり痛みが続いていると問診表に記載ありと述べている。

イ また、E医師は平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、因果関係は不詳と述べるとともに、同医師の平成〇年〇月〇日付け症状所見書においては、打撲により壊死と感染を来たした可能性は否定できないとも述べている。

ウ 一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、左精巣壊死の発生機序と本件事案について、一般的には、感染、精巣軸捻転、特発性（原因不明）、外傷などが考えられるものの、手術所見からは精巣軸捻転はみられず、精巣破裂や精索断裂も観察されていなかった。精索の腫大や皮膚との癒着が強度で、精巣水腫は認められず、精巣白膜周囲に膿汁がみられ、膿培養にて大腸菌が検出されたことから、感染が最大の原因と考えられる。仮に申立てどおりに陰嚢部に直接的に外傷を受けたとしても、手術所見にて精巣水腫は見られず、本来は無菌的である精巣に膿汁が貯蓄し、膿培養にて大腸菌が検出されたことは、精巣壊死が感染

によるものであることは明白である、と述べている。

エ 当審査会は、本件事故の発生状況、症状の経過、術中所見及び検査結果等からして、E医師及びF医師の意見は妥当であり、本件傷病と本件事故の相当因果関係は認められないものと判断する。

(2) なお、B病院で診断された「左腹部打撲」については、当審査会としても決定書で説示するとおり、本件事故との因果関係は明らかであり、監督署長が平成〇年〇月〇日の同病院受診に係る療養補償給付について支給しないとした処分は妥当でなく、取り消されるべきと判断するが、監督署長は審査官の取消決定を受けて、既に同日分の療養補償給付を支給しており、本件処分の瑕疵は治ゆされている。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日の受診に係る療養補償給付を除く療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。